

任意継続被保険者保険料の決定について

健康保険法第47条に基づき、令和6年度任意継続被保険者の標準報酬月額の上限を決定する、H. U. グループ健康保険組合の平均標準報酬月額を公告します。

記

1. 令和5年9月30日における決定額

- ・平均標準報酬月額 312,403円
- ・決定標準報酬等級 320千円（23等級）

2. 適用日

- ・令和6年4月1日より適用する。

令和6年2月26日

H. U. グループ健康保険組

理事長 木村博

